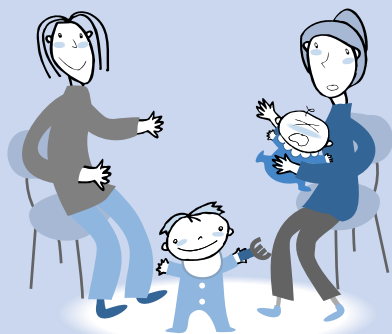
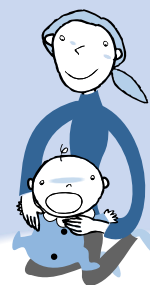


女と男が ともに生きる未来へ



Step

Vol 9



CONTENTS

[巻頭インタビュー]
これからの働き方を考える
[トピックス]
「専業主夫」急増 1

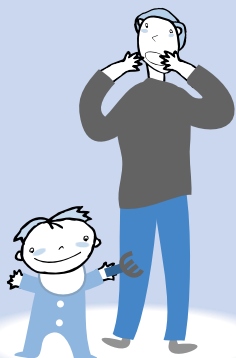
[特集インタビュー]
充実して暮らす 3

活用しています。
せんなん男女共同参画ルーム 5

Book & Video 6

[ジェンダーワード]
DV防止法
インフォメーション 7

泉南市





これからの働き方を考える

～仕事と家庭のバランスをとる生き方～

自分らしく、いきいきとした生活をしたいというのは誰もが願っていること。仕事と家庭をバランスよく保ち、両立していくことについて、中央大学法学部教授の広岡 守穂さんにおうかがいしました。

business
A

広岡 守穂さん

【プロフィール】
中央大学法学部教授、政治学専攻。社会現象に幅広く関心を持ち、子育てや教育、福祉などに関する講演も多い。著書は『男だって子育て』、『よくわかる自治体の男女共同参画政策』他多数。

family

男性が仕事と家庭を両立するには難しい環境

男性について言うと、一般的には、仕事と家庭の両立はとてできる環境ではないですね。会社ではいろいろな人との出会いやさまざまな刺激があるし、仕事はたいへんだけど、面白みもあります。男性はアフターファイブのお付き合いも仕事の延長と考えている。そして、男性の労働時間が長すぎることで、それが当たり前になっている背景があります。会社は男性を仕事の中で歯車の一つと考えている傾向があり、その人の生活（家庭）の都合を考慮していません。特に日本

はそのような考え方が強い。逆に言うと、これは女性が会社の戦力として評価されていないことと、うらはらの関係なんです。

さらに、「男は仕事、女は家庭」という意識はまだ根強い。こうした性別役割を打破する必要もあります。男が両立するのは女も両立すること、これが本当の意味で対等な関係だと思います。

やってこそわかる家事や育児のたいへんさ

私は、まず父親が育児休業をとることが必要だと思います。1か月でいいのです。24時間子育てにかかわって、楽しいことばかりではない、たいへんな面もあることを父親が体験でわかることはすごく重要です。本当にやってみなければわからないんですよ。

以前、妻が40日入院したことがあります。私にとって大事な仕事の時期だったのですが、仕事の計画もオジャンに。入院している間、仕事場と病院の往復、子どもの世話、炊事、洗濯すべてこなして、肉体的にも精神的にも本当にたいへんな思いをしました。これを妻はずっとやっていたのです。

はたで見るのと、実際にやるのとでは全然違います。その時期がなければ、妻のたいへんさを実感することも、子どもと過ごす時間の大切さを心から感じることもなかったのではないかと思います。

父親がとる育児休業は「ゴールデン・マンス」

「少子化」が社会の大きな関心事ですが、子育てのたいへんさをわかった人が、会社の中心にいないと社会は変わりません。政府は今、男性の育児休業取得率を10%にする目標を掲げていますが、平社員じゃなくて、課長の10%が若いときに子育ての喜びも苦しみも体験しているくらいにならないと変わらない。

父親がとる1か月の育児休業を「ゴールデン・マンス」と私は言っていますが、子育てを通じて得がたい体験ができるからです。ぜひ男性が1か月でも育児休業をとるといいと思います。そして、会社では、周りが理解してバックアップし、励ます。

自分にとって大切なもの

人が人生をちゃんと生きていこうとすれば、社会の中での役割を果たしつつ、人を愛し、子どもを愛し、家庭などの個人の生活を大切にすることは必要なことです。

実は私は、相当な仕事人間なんです。改めて思い起こすと、自分にとっての大きな思い出というのは、すべて家庭にまつわること。仕事で賞をもらったり、教授に昇格したことよりも、結婚のとき、あれだけ好きだった母親に猛反対され、のほろが自分にとってはるかに大事なことです。

自分にとって大事な人との生活を大切にすることは、人生を十分に生き抜くための必要条件です。それがないとどんなに社会が豊かになっても、人生は豊かになりません。

3つに分けて考えるワーク・ライフ・バランスとは

仕事と家庭のワーク・ライフ・バランス、これを私は3つに分けて考えています。仕事Aと仕事Bの2つと3つ目は日々の暮らしにまつわること。仕事Aというのは、収入を得るためのもの。仕事Bというのは、自己実現のためのもので社会活動や趣味など自分がやりたいと思うことをさします。収入がある

かないかは別。地域で少年野球の指導をしたり、詩や小説を書いている人がいますね。仕事AとBが重なっていいのですが、重なっていない人が多い。

「半分こずつ」が気持ちいい

この3つのバランスをとるためには、まず労働時間の短縮が欠かせない。今の職場の働き方を見直す必要があります。会社に勤めながら、NPOや地域の活動などの2足のわらじを履ける社会にする。

そして、NPOなどの活動を活発にするための社会的な支援も大切です。子育てや介護の仕事をたちあげた女性たちは、志に支えられている人が少なくありません。このような活動は、支える側と支えられる側の両方にとってメリットがあると思います。

育児や介護を女性だけで担うのでは、行き詰ってしまいます。二人でやってもたいへんだから、社会的にサポートの仕組みを作ることも必要です。

私は、パートナーとは対等な関係で愛情を持ちたい。そのためには、女性が経済的に自立していること。仕事も家事も「半分こずつ」が気持ちいいですね。



「専業主夫」急増

国民年金の「第三号被保険者」は、会社員や公務員に扶養される配偶者が対象で、収入がない専業主婦を念頭に設けられた制度。この第三号被保険者となっている男性が増加を続け、2003年度には8万人を超えた。1996年度の2倍に上っており、「専業主夫」など家族のあり方の多様化が背景にあると考えられる。

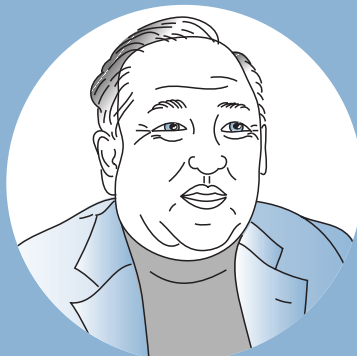
第三号被保険者全体は、1009万人(2003年度)で女性の社会進出に伴って減少傾向にある。(読売新聞2004年9月16日の記事より)

第三号被保険者の保険料は本人は負担せず、第二号被保険者(会社員や公務員など)全体で負担する仕組みとなっているため、専業主婦優遇の制度として不平等感が問題になっている。

business
B

充実して暮らさ

仕事だけ、家庭だけでなく、実際に生活の中で自分の時間を大切にしたい暮らし方をしているお二人にお聞きしました。



定年になっても、やることはたくさんある

藤井 貢さん
●56歳 会社員

仕事だけの生活から、自分の時間を持つ生活へ

私は入社以来、営業畑一筋で大変不規則な生活リズムでした。土日ほとんど家にいることもなく、もちろん、家のことは妻にまかせっきり。

45歳の時に心臓の病気が見つかって、このままの働き方では「突然死」すると言われ、すぐ入院。その後手術をしました。会社は健康面に配慮して、残業のない事務部門に配属転換をしてくれましたが、病気で現場の第一線からドロップアウトした時のあせり、落ち込みは言葉にならないほどでした。

病気を境に生活様式は一変し、早く帰宅しても落ち着かない日々。そこで、規則正しい生活リズムから生じた時間でさまざまな講座に参加するようになり、その中には「男性の自立」をテーマにした講座もありました。その時に会った人たちに気持ちの上でずいぶん救われたと感じています。

ものの見方が変わる

ふつう、親は子どもに「自分のことは自分でしなさい」と育てるのに、父親として自立できていないことに恥ずかしい思いでした。実際、まわりを見ると定年後、自分の身の回りのこともできず「濡れ落ち葉族」になっている男性が多いことに気づきます。それまで、自分も仕事を口実に家のことは妻に押しつけてきたと思いました。

また、講座の仲間との話を通じて、さまざまな差別の問題を考えたり、身体障害者の目で見ると、いかに社会がバリアフリーになっていないかにも気づきました。

家庭では、娘ともよく話します。男性が無意識に発する言葉が女性の立場から見ると、いい気持ちがないこともある。そんなことを娘との会話から気づかされることも多いです。今、人々の意識や社会が大きく変化しています。そうした変化を敏感に感じることは、仕事でも生活でも必要だと思います。

同期の仲間からは、「収入がダウンしても、精神的にラクな方がいい」と言われますが、彼らは私よりずっと高い収入を得ている。どちらがいいかは決められません。ただ、病気のおかげで自分の時間が持て、いろいろなことができました。最近部署が変わり、新しい仕事に慣れるのは大変ですが、週末は体調が許す限り、地域でボランティアをしています。趣味もボランティアも、いままでやったことのないことをやるのは新しい仲間も増え、楽しいんですよ。定年になっても、やることには困りませんね。

※濡れ落ち葉族：趣味もなく、近所付き合いもない男性が、定年後は出かける当てもないので家でゴロゴロして、外出というと、妻が出かける時にくっついていく様子を濡れ落ち葉に例えて言われる。



自分らしく、楽しい人生を描きたい!

えんどう ひとみさん (泉南市在住)

●フリーのイラストレーター
2001年、2002年、ポロニャ国際絵本原画展に入選するなど、さまざまな分野で活躍中



仕事も家庭もどちらも充実させたい

絵に関わる仕事を始めて20年ほどになります。自宅のできる仕事なので、結婚後もペースを変えずに続けていました。ただ、出産して子どもが動き出すようになると、そうはいきません。子どもはかわいいし大切。でも、仕事もしたい。その頃から、子育てと仕事の両立の難しさを感じるようになってきました。仕事があればしんどいけれど、なければ焦ってしまうというような精神的にも不安定な状態に。このままではいけないと、子どもが2歳半になる頃に個展を開くという目標を立て、イラストを描きためていくことにしました。ところが、準備を進めている間に、第二子を妊娠し、個展の開催は延期に。それからは、第二子出産後に二人とも保育園に預けることを念頭に、仕事復帰を考える毎日でした。

夫は私が仕事をすることを認めているし、家事や子育てだけをしているのは私らしくないと思っています。理解のある夫でも、家事と育児と仕事の両立にあたっては、かなり話し合いました。ある時、子どもを保育園に入れたいと言うと、「君がしたければそれでいいよ」。夫にとっては“賛成している”という返事だったのですが、私は夫と共に考えて結論を出すことが必要と思っていたので、微かなズレを感じたのです。夫は子育てに協力的ですが、主導権は女にあると思っていたんですね。そうではなく、二人で考え、支え合っていくことが必要なことだと思うのです。

人生を楽しく散策しながら、やりたいことにチャレンジします!

私は、精神状態が悪いと思うと、ちょっと立ち止まることにしています。自分を酷使し続けると枯れてしまい、仕事では作品の表現力が乏しくなってしまいます。落ちこんでも、健康体であれば立ち直りは早い。子どもができるまでは仕事一辺倒でしたが、今は、仕事以外で楽しいことを見つけるようになりました。常にアンテナを張って、何かおもしろいことはないかと考えています。

冬の間はお休みなのですが、貝塚の牧場で馬のブラッシングなどの手入れをする仕事をしています。絵とは無関係ですが、かなりリフレッシュします。仕事と家庭のバランスを保つには、身体と精神の健康が大切だと考えています。作品は、時間のあるときにためていき、一度の人生ですから、自分の気持ちに正直に、これからもやりたいことにチャレンジしたいと思っています。

それから、少しずつですが、地域の事を考えるようになりました。私は近所の人が子どもに目を向けてくれるような環境で暮らしたいと思っています。そのためには、地域とのコミュニケーション作りが必要だと思うのです。今後は、地域との関わりも大切に、仕事と家庭のバランスを上手に保っていきたいと考えています。

えんどうひとみさん作の絵本。クリスマスのお話が描かれています。



ステップ

活用しています。 せんなん男女共同参画ルーム



ルームを活用している市内の2つのグループに、せんなん男女共同参画ルームの活用術をお聞きしました。

せんなんカウンセリング研究会 調べ物や相談にのってもらえる

大阪府女性問題アドバイザー養成講座の修了生が中心となり、平成10年12月にグループを結成しました。男女平等社会の実現を目的として、勉強会と自主講座や学習会の開催をしています。また、メンバーの中には、泉南市が行っている「女性のための電話相談」の相談員もいます。

勉強会は月1回、このルームで行っています。以前は樽井公民館などを利用していましたが、平成15年5月のルーム開設を機に、拠点を移しました。

勉強会では人権に関わる事を課題にすることが多く、難しいことなどもできます。以前は、わからない事は次回までに調べるという「宿題」になっていましたが、今は、図書コーナーの本や資料で調べられることになりました。また、ルーム横にある人権推進課にいる市職員の方に、自主講座や学習会の開催にあたっての、いろいろな書類上の手続きの方法を教してもらったり、講師にはどのような人がいいのかなどの相談にもしてもらえ、スムーズに企画が進むようにもなりました。また、ルームの利用料が無料というのも大きな魅力です。泉南市内にこのようなスペースができ、とても便利になりました。今後も、地域に根付いた活動をめざし、このルームで勉強を続けていきます。

せんなんカウンセリング研究会



メリーランド親の会

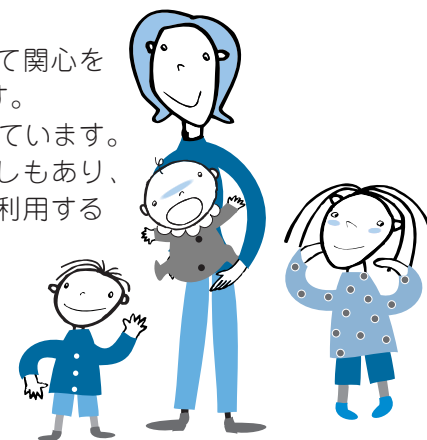
子ども連れでも気軽に利用できる

子どもが赤ちゃんの頃から、子育てサークルで一緒に活動してきた仲間たちが、少しずつ子どもから手が離れていく中で、今度は親の会として集まる機会を作ろうということになりました。そこで、月1回、主に第3木曜日の午前10時から2時間程度、このルームで情報交換を中心に話し合うことになりました。メンバーはそれぞれに違う地区に住んでいることもあり、子どもを通わせている幼稚園や保育園の話をはじめ、子育てのことが話題の中心になります。言わば「井戸端会議」のようなものですね。でも、その「井戸端会議」から、いろいろな発見があるし、何気ない会話から、子どもの権利や人権について関心を持ちたり、気づいたりすることが多くあるということを実感しています。

このルームは気軽に利用でき便利で、とても貴重なスペースだと思っています。私たちは、昨年の4月から利用していますが、おもちゃなどの貸し出しもあり、子どもも気兼ねなく連れてこられます。あまり知られていないのか、利用する人が少ないというのは残念ですね。

この会には17人のメンバーがいますが、なかなか全員が集まることはできません。まずは参加することを目標にして、今後も地域との関わりを大切にしながら、活動を続けていきます。

メリーランド親の会



Book & Video

情報コーナーでは、本とビデオを貸し出します。どなたでも気軽にご利用ください。



どんな本があるの？

● 『気持ちの本』 森田ゆり著

人にはたくさんの気持ちがある。うれしい、悲しい、くやしい、さびしい…。どんな気持ちも大切。いろいろな気持ちを描いた子どもたちの絵を見ながら、気持ちを言葉で表わすことの大切さを伝える。

● 『めざめる女 つぶやく男』

—富田林・発…ジェンダーエッセイ集 ジェンダー・学び・プロジェクト編

身近な生活の中にあるジェンダー（社会的文化的につくられた性差）に対する「おかしい？なんか変！」という疑問がエッセイという形で多様な人により語られている。これを読んで、苦笑した後、きっと家族や友人と語り合いたくなるだろう。

● 『光とともに…』—自閉症児を抱えて—①～⑦ 戸部けいこ著

「本を読むのは苦手。でもマンガならOK!」という方にお薦め。自閉症というなかなか理解されにくい障害について、わかりやすく表現されている。子どもの発達、個性、コミュニケーションのとり方など、自閉症児の子育てを描いた感動作品。

● 『できない男』から『できる男』へ 伊藤公雄著

働く主夫を実践している著者は「いま中高年男性は受難の時代にあり、ますます深刻化する」という。元気な妻と会社・家庭の場からリストラに怯える夫が、人間らしい人生を共に生き抜く方法を伝えます。

「Step」

—女と男がともに生きる未来へ— に対する、ご意見ご希望を お聞かせください。

平成9年より年に1回全戸配布にて発行してきました「Step」—女と男がともに生きる未来へ—ですが、来年度には発行から10年を迎えます。

これからもより親しまれる「Step」を作成、発行していきたいと考えていますので、みなさまのご意見ご希望をお寄せくださるようお願いいたします。右のハガキのアンケートにお答えいただき、お近くのポストに投函ください。

「Step」9号は、泉南市のホームページ上からもご覧いただけます。また、Eメールでのご意見、ご感想もお待ちしております。
ホームページ
<http://www.city.sennan.osaka.jp/jinkenkeihatu/2/index.htm>
Eメール
jinken@city.sennan.lg.jp

● 『Step』9号でよかった記事は何ですか？

- [巻頭インタビュー] これからの働き方を考える
- [トピックス] ……「専業主夫」急増
- [特集インタビュー] 充実して暮らす
- 活用しています。せんなん男女共同参画ルーム
- Book & Video
- [ジェンダーワード] DV防止法
- インフォメーション

● 『Step』9号を読んでの、ご意見、ご感想をお書きください。

● 全戸配布にて年1回発行している『Step』ですが、今後の配布方法についてご希望をお聞かせください。

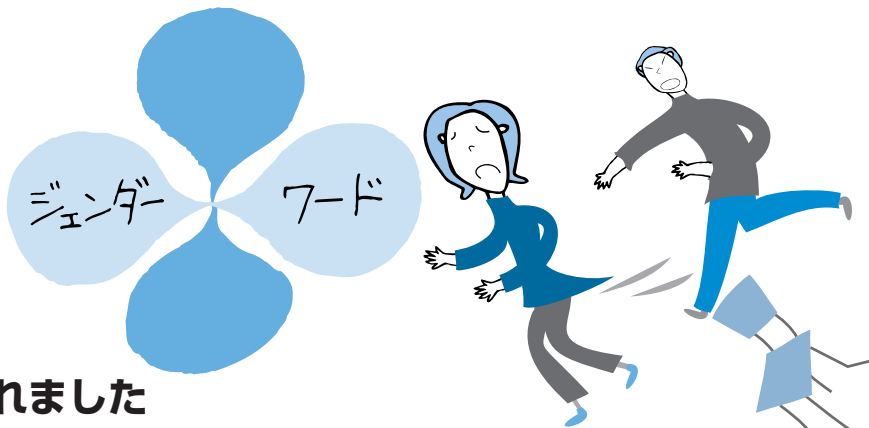
- 今までどおり、年1回の全戸配布
- 区、自治会などの回覧
- 希望者のみに対する郵送
- その他（

● 今後の特集記事などのテーマについてご希望があればお書きください。

アンケートハガキ

協力ありがとうございました。





DV防止法

DV防止法が改正されました

平成13年に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が改正されました。

DV防止法では、法律上の夫婦に限らず、事実婚や元配偶者などの関係にある男女が対象で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護ならびに自立支援を目的としています。

また、地方裁判所が加害者に対して命じる保護命令制度や都道府県の女性相談所等に「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持たせ、相談や一時保護、自立支援を実施すること等が盛り込まれています。

【今回のおもな改正点は】

- 「配偶者からの暴力」の定義が拡大され、身体的暴力だけでなく精神的暴力・性的暴力も含むものとされ、離婚後に元配偶者から引き続き受ける暴力も対象になります。
- 保護命令制度の拡充により、被害者と同居する未成年の子どもに対する接近禁止命令を申し立てられるようになりました。また、退去命令の期間が2週間から2か月に拡大されるとともに再度の申立てができるようになりました。保護命令に関する規定については身体的暴力のみが対象)
- 被害者の自立支援に関する規定が盛り込まれました。
- その他、苦情の処理や外国人、障害者等への対応について明記されました。

平成16年5月27日成立 / 平成16年12月2日施行

きりとりせり

郵便はがき

590-0590

料金受取人払

泉南局
承認

164

差出有効期限
平成17年6月30日まで
[切手不要]

泉南市樽井1-1-1

泉南市人権推進課
男女共同参画係行



性別	女・男
年齢	○～19歳 ○20～29歳 ○30～39歳 ○40～49歳 ○50～59歳 ○60歳以上



あなたの生き方をサポートします

女性相談(面接)

日時 ● 毎月第1金曜日 / 午後1時～4時
 第2水曜日 / 午後6時～9時
 第4金曜日 / 午後1時～4時
 (*相談時間はひとり1時間程度)

場所 ● 第1・第4金曜日
 せんなん男女共同参画ルーム相談室
 ● 第2水曜日
 樽井公民館3階控室

■ 予約・お問合せ先 ■
 電話予約が必要です
 人権推進課 0724-80-2855 (直通)

悩まないでお話ください

女性のための電話相談

女性相談員による女性のための電話相談です。人付き合いが苦手な人間関係がうまくいかない、育児や家庭内の問題で悩んでいる、離婚したいけど先が不安で決心できない…、女性が日々の生活の中で直面する問題はさまざまです。ひとりで悩まずに安心してお電話ください。(相談者のプライバシーは厳守します)

電話番号 0724-82-0590

日時 ● 毎月第2・3・4木曜日(祝日をのぞく)
 時間 ● いずれも午前10時～12時・午後1時～3時

きりとりせり

